

# 令和 7 年度大阪市西淀川区役所受水槽・汚水槽・雑排水槽清掃等作業及び廃棄物収集・運搬業務委託仕様書

## 1 清掃等物件

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 受水槽  | 2 槽式 1 基 約 25 m <sup>3</sup> |
| 汚水槽  | 約 24 m <sup>3</sup> × 2 槽    |
| 雑排水槽 | 約 3 t 1 槽                    |

場所：西淀川区役所 地下 2 階受水槽ポンプ室・地下駐車場内ほか

## 2 清掃回数及び予定時期

受水槽

1 回（ 9 ～ 10 月頃）

汚水槽及び雑排水槽

2 回（ 9 ～ 10 月頃、 2 ～ 3 月頃）（(1)・(2)ともに、いずれも閉庁日に実施する）

## 3 作業内容

受水槽、汚水槽及び雑排水槽の清掃

平成 15 年厚生労働省告示第 119 号「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」に従い、以下のとおり実施すること。

### ア 受水槽

受水槽内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、受水槽周辺の清掃を行うこと。

清掃終了後、塩素剤を用いて 2 回以上受水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、受水槽内に立ち入らないこと。

受水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、以下の表に掲げる項目について検査を行い、同表の基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

| 検査項目     | 基準                                                     |
|----------|--------------------------------------------------------|
| 残留塩素の含有率 | 遊離残留塩素の場合は、100 万分の 0.2 以上<br>結合残留塩素の場合は、100 万分の 1.5 以上 |
| 色度       | 5 度以上であること                                             |
| 濁度       | 2 度以下であること                                             |
| 臭気       | 異常でないこと                                                |
| 味        | 異常でないこと                                                |

### イ 汚水槽・雑排水槽

水槽内の汚水及び残留物質を排除すること。

流入管、排水ポンプ等について、付着した物質を除去すること。

排水管、通気管及び阻集器について、内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行うこと。

汚水槽の清掃中は脱臭機等を使用し、汚水の匂いが広がらないようにすること。

受水槽における水質検査

平成 15 年厚生労働省令第 101 号「水質基準に関する省令」に適合するよう、下表の項目 1 ～ 16 については 2 回、項目 17 ～ 28 については 1 回、同表の基準を満たしているかどうかについて検査を行うこと。

なお、項目 12～16 については、1 回目の検査の結果、同表の基準を満たしていた場合にあっては、2 回目の検査を省略することができることとする。

| No | 項目                | 基準                    |
|----|-------------------|-----------------------|
| 1  | 一般細菌              | 1mlの検水で形成される集落数が100以下 |
| 2  | 大腸菌               | 検出されないこと              |
| 3  | 亜硝酸態窒素            | 0.04mg/l以下            |
| 4  | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素     | 10mg/l以下              |
| 5  | 塩化物イオン            | 200mg/l以下             |
| 6  | 有機物（全有機炭素(TOC)の量） | 3 mg/l以下              |
| 7  | pH 値              | 5.8 以上 8.6 以下         |
| 8  | 味                 | 異常でないこと               |
| 9  | 臭気                | 異常でないこと               |
| 10 | 色度                | 5 度以下                 |
| 11 | 濁度                | 2 度以下                 |
| 12 | 鉛及びその化合物          | 0.01 mg/l 以下          |
| 13 | 亜鉛及びその化合物         | 1.0 mg/l 以下           |
| 14 | 鉄及びその化合物          | 0.3 mg/l 以下           |
| 15 | 銅及びその化合物          | 1.0 mg/l 以下           |
| 16 | 蒸発残留物             | 500 mg/l 以下           |
| 17 | シアン化物イオン及び塩化シアン   | 0.01mg/l 以下           |
| 18 | 塩素酸               | 0.6mg/l 以下            |
| 19 | クロロ酢酸             | 0.02mg/l 以下           |
| 20 | クロロホルム            | 0.06mg/l 以下           |
| 21 | ジクロロ酢酸            | 0.04mg/l 以下           |
| 22 | ジブロモクロロメタン        | 0.1mg/l 以下            |
| 23 | 臭素酸               | 0.01mg/l 以下           |
| 24 | 総トリハロメタン          | 0.1mg/l 以下            |
| 25 | トリクロロ酢酸           | 0.2mg/l 以下            |
| 26 | ブロモジクロロメタン        | 0.03mg/l 以下           |
| 27 | ブロモホルム            | 0.09mg/l 以下           |
| 28 | ホルムアルデヒド          | 0.08mg/l 以下           |

- 汚水槽の清掃によって生じるし尿等の一般廃棄物及び雑排水槽の清掃によって生じる産業廃棄物(汚泥)にかかる収集・運搬業務
- ア 処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守すること。
- イ 事業範囲を証するものとして、一般廃棄物収集運搬許可証及び産業廃棄物収集運搬許可証の写しを提出すること。なお、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出すること。
- ウ 汚水槽清掃に伴う一般廃棄物については、本市の発行する投入券を使用し、本市処理施設に投入すること。
- エ 雑排水槽清掃に伴う産業廃棄物(汚泥)については、別途指示する大阪府下の処分場に運搬すること。なお、予定数量は、575 kg × 2 回とする。（数量は予定につき、増減することがある。令和 6 年度実績 460kg + 520kg、令和 5 年度実績 1010kg + 310kg）

#### 4 収集運搬に係る情報

受注者は、産業廃棄物の収集運搬に関する許可内容等について、別紙「産業廃棄物収集運搬委託にかかる確認書」により発注者に通知すること。また、確認書の内容に変更が生じた際は、受注者は遅滞なく発注者に通知しなければならない。

#### 5 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。

受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。

受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

#### 6 作業実施における注意事項

清掃作業は、事前に発注者と十分打合せをすること。また、給排水設備の構造・配管、電気系統等を事前に確認すること。

作業は安全第一とし、作業場所等については現状復帰すること。

作業のために放出する水は出来るだけ無駄にしないようにすること。

その他、本市担当職員の指示に従うこと。

#### 7 履行確認検査

業務が完了したときは、その場で本市担当職員の検査を受けるとともに、作業完了後速やかに「清掃実施報告書」「水質検査結果報告書」「現場写真（清掃前・中・後）」を提出すること。

#### 8 履行期限

令和8年3月23日

#### 9 支払方法

履行確認終了後、正当な請求書を受領した後、30日以内に支払うものとする。

#### 10 その他

本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

## 再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 令和7年度大阪市西淀川区役所受水槽・汚水槽・雑排水槽清掃等作業及び廃棄物収集・運搬業務

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

### （条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### （公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

### （調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### （公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式 により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること  
所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること  
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること